

福岡市公報

令和6年6月24日 第7063号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市市税条例の一部改正（第54号）	2
○福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁 量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部改正（第55 号）	5
○福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部改正（第56号）	7

条 例

福岡市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第54号

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び第2項」を「及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第44条の4第2号中「第50条第3項第2号又は第5項第2号」を「第50条第4項第2号又

は第6項第2号」に改め、同条第3号中「第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号、第10項第3号又は第12項第3号」を「第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号、第10項第3号、第11項第3号又は第13項第3号」に改める。

第50条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第24条第2号中「第50条第3項第2号又は第5項第2号」を「第50条第4項第2号又は第6項第2号」に改め、同条第3号中「第3項第3号、第4項第3号又は第5項第3号」を「第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号」に改める。

附則第26条第2号中「第50条第3項第2号又は第5項第2号」を「第50条第4項第2号又は第6項第2号」に改め、同条第3号中「第3項第3号、第4項第3号又は第5項第3号」を「第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号」に改める。

附則第27条第7項中「3分の2」を「2分の1」に、「4分の3」を「14分の11」に、「2分の1」を「12分の7」とし、同項第4号に規定する条例で定める割合は3分の1」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、

同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第23条の3の改正規定及び次項の規定 令和7年1月1日
- (3) 第38条の改正規定 令和7年4月1日

(個人の市民税に関する適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市市税条例（以下この項において「新条例」という。）第23条の3第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき新条例第23条の3第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する適用区分)

3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第5項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第55号

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第1条 福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成26年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

第8条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第2条 福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第3条 福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に

改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第4条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第45条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者、園児の教育及び保育に直接従事する職員並びに保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項、福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第5条第3項、福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号並びに福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第45条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項、福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第5条第3項、福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号並びに福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第45条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第56号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1天神二丁目第2地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

唐人町二丁目地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画唐人町二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2天神二丁目第2地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

唐人町二丁目地区地区整備計画区域	法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物					
------------------	---------------------------------	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは扉で高さ2メートルを超えるもの（政令第2条第1項第2号ただし書に定める国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物で高さが3メートル以下のもの又は休憩所、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分で公益上必要なものに係るものを除く。）	(1) 市道唐人町草ヶ江線（都市計画の計画図において3メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	3	広場、歩行者用通路及び緑道の区域内の部分（休憩所、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で、公益上必要であり、かつ、広場、歩行者用通路又は緑道の利用上支障がないものに係る部分を除く。）	建築物の各部分の高さは、市道唐人町1229号線及び隣地（都市計画の計画図において10メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線（市道唐人町1229号線に接する部分は、当該道の中心線から当該道の反対側への水平距離が当該道の幅員の2分の1の線を敷地境界線とみなす。）からの水平距離が10メートル以上30メートル以下の場合にあっては、当該距離から10メートルを減じたものに1.25を乗じて得たものに20メートルを加えたもの以下とする。
	(2) 市道唐人町1229号線及び隣地（都市計画の計画図において10メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線（市道唐人町1229号線に接する部分は、当該道の中心線から当該道の反対側への水平距離が当該道の幅員の2分の1の線を敷地境界線とみなす。）	10		
	(3) 隣地（都市計画の計画図において20メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	20		

